

## 編集後記

ご覧いただいたように、今月号は東京都の会員名簿や各地の動きなどのご紹介が多くなりました。大谷さんが「オピニオン」に書いておられるように、単なる仲良しクラブではない会として発展していくための財産が、会員ではないかと思えます。その会員の全国的な連携を検討するための会合が12月中旬に大阪で開かれます。新しい動きが始まるようでしたら、来月号では、その内容をご紹介することが出来ると思います。

多くの会員の関心事は多岐にわたります。勉強会、選挙、住民運動、ボランティア活動、地方議会など、都民の会がかかわっている活動も多彩です。会報だけではお伝えできない部分もありますが「日本を良くするための仲間」たちの姿を見失うことのないように心掛けます。また、読者の皆様の発信する情報やご意見などを編集部までお寄せ下さい。地域活動の報告やイベントなどの情報をお寄せいただくことが「生活者通信」のエネルギー源です。取材して記事を書いてくださる記者や制作スタッフとして参加してくださる方も大歓迎です。よろしくお願いいたします。(Y)

第四号の発行が大幅に遅れた事をお詫びします。印刷発送は江東区の会員の方に特別値引き価格でお願いしているのですが、編集・レイアウト・版下制作については費用がかけれられないため、定期発行スケジュールを維持しなければと思いつつも、結果的に大幅な遅れとなってしまいました。そのため今号の「イベント・集會情報」が、開催時期によっては、意味の無いものになってしまうかもしれません。関係の方々には重ねてお詫びします。次号からはこのような事の無いように、渋谷区の長谷川さん、杉並区の山崎さんのお二人に、特に「イベント・集會情報」の制作をお手伝い頂く事になりました。九ページにお二人の連絡先が記載してあります。催し物の情報を早めにご連絡下さい。

オピニオンに寄稿頂いた大谷さんにも、発行が遅れた事をお詫びします。次号は年末年始のためスケジュールをどうするか検討中ですが、二月一日号からは、一日発行を維持します。(M)

## 運営細則改定のお知らせ

都民の会「運営細則」が、11月7日の「第5回運営会議」で一部改定されました。

1995年7月9日制定→1995年11月7日改定

【平成維新を実現する都民の会運営細則・改定最新版】

※アンダーラインが改定部分。

(委員会・委員長・委員)

- 1項 下記委員会を設置し、会運営の具体的執行に当たる。代表補佐委員会・全国連合組織対応委員会・理念戦略委員会・会報委員会・会員名簿管理委員会・議事録作成委員会・会員拡大委員会・財務会計委員会・対外交流委員会・FAX普及委員会・パソコン通信普及委員会・各種イベント実行委員会若干数・各種調査委員会若干数・その他必要な委員会若干数。委員会の業務内容は別に定める。
- 2項 委員会委員長・委員会委員は運営会議で決める。なお一般会員から、委員長を定めて新規委員会設置の申請があった場合は、原則としてこれを認めることとする。
- 3項 各区代表世話人には、特別の事情のない限り、1つ以上の委員会委員長を引き受けることを義務づける。
- 4項 各委員会委員長は運営会議で、当該委員会の活

動経過・活動予定を報告する。

(地域の各区分け)

- 5項 地域の区分けは、当分の間旧衆議院選挙区分けの1～11区とする。但し、区分けの変更は当該地域会員の申し出により、運営会議で決める。

(各区世話人会)

- 6項 各区世話人会は、各区内の活動全般について、討議し決定する。
- 7項 代表世話人の選出・解任等、重要な決議を行う各区世話人会は、各区全会員に招集を呼び掛けて開催する。
- 8項 各区全会員の1/10の要請により緊急世話人会を開くことが出来る。

(各区代表世話人)

- 9項 各区代表世話人は、各区世話人会出席者の互選により選出する。
- 10項 各区代表世話人の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 11項 上記代表世話人の解任決議は、各区世話人会出席者の投票で決める。

付則 本会初代の各区代表世話人が選出されるまでの間は、旧会当該地域担当のサブマネージャーがその代行を行う。